

第 5148 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月21日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続時精算課税対象財産に評価誤りがあった場合

Q：特定贈与者から土地の贈与を受け、相続時精算課税の適用を受けるための贈与税の申告書を申告期限内に提出しましたが、申告期限後になって、評価に誤りがあることが判明しました。この場合、修正申告により増加する課税価格についても相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の適用を受けることはできますでしょうか？

A：適用を受けることができます。

【解説】

相続時精算課税の特別控除は、期限内申告書に控除を受ける金額その他必要な事項の記載がある場合に限り適用を受けることができますこととされています。また、これらの必要事項の記載がない贈与税の期限内申告書の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると税務署長が認めるときには、その記載をした書類の提出があった場合に限り、特別控除の適用を受けることができますこととされています。

なお、申告期限後に申告した財産について評価誤りがあった場合には、期限内申告書に特別控除の適用を受けようとする財産として既に記載があることから、正しい控除を受ける金額の記載がなかったことについてやむを得ない事情があると税務署長が認める場合には、正しい控除金額を記載した修正申告書の提出があったときに限り、修正申告により増加する課税価格についても特別控除の適用を受けることができます。

